第３９回釧路家庭裁判所家庭裁判所委員会

議　事　概　要

議　題　「裁判所における新型コロナウイルス感染症の対応について」

１　開催日時

令和３年２月９日（火）午後１時３０分から午後３時００分まで

２　開催場所

釧路地方・家庭裁判所第１会議室

３　出席者等

⑴　家庭裁判所委員会委員

伊藤賢次，大石喜幸，小野正晴，河畑勇，久保田眞弓，関原久，髙木順子，土井裕子，中野勝広，山田英夫，和地輝仁（５０音順・敬称略）

⑵　裁判所（説明者）

宮﨑浩幸　（首席家庭裁判所調査官），黒畑享三（家庭裁判所首席書記官），早坂弘（家庭裁判所事務局長），古川洋一（家庭裁判所事務局次長）

⑶　庶務

中川賢也（地方裁判所事務局総務課長），市川知美（地方裁判所事務局総務課課長補佐），小林研吾（地方裁判所事務局総務課庶務係長）

４　議事概要

⑴　新任委員紹介及び挨拶

新たに家庭裁判所委員会委員を委嘱された委員が委員会庶務から紹介され，それぞれ挨拶をした。

⑵　議事の進行について

山田明委員長が転出したため，河畑勇家庭裁判所委員会委員長代理が議事を進行した。

⑶　委員長の互選

委員の互選により，髙木順子委員が家庭裁判所委員会委員長に選任された。以後の議事については，髙木順子委員長が進行した。

⑷　裁判所からの説明等

裁判所から，釧路家庭裁判所における裁判所を訪れる事件関係者やその他の来庁者を対象とした感染防止対策（来庁者全般を対象とした対策，家事事件に来庁された方を対象とした対策，調査官調査の際の対策など）についての説明を行った。

⑸　委員からの説明等

委員から，職場における新型コロナウイルス感染症への対応についての紹介を受けた。

⑹　意見交換

裁判所及び委員からの説明等についての感想及び質問を交え，質疑応答及び意見交換を行った（要旨は，別紙「発言要旨１」のとおり。）。

⑺　裁判所からの説明等

裁判所から，釧路家庭裁判所における職場の感染防止対策と業務継続についての説明を行った。

⑻　委員からの説明等

委員から，職場における感染防止対策と業務継続についての紹介を受けた。

⑼　意見交換

裁判所及び委員からの説明等についての感想及び質問を交え，質疑応答及び意見交換を行った（要旨は，別紙「発言要旨２」のとおり。）。

⑽　次回開催日時及び議題

ア　開催日時

令和３年７月１３日（火）午後１時３０分から午後３時まで

イ　議題

未定

別　紙

発　言　要　旨　1

委　員：　裁判所において待合室に不特定多数の関係者が集まらないよう１件の調停事件につき調停室を２部屋利用し，使用する度に部屋の消毒を行っているとのことだが，その対策により期日の日程が遅れるなど事件処理に影響はあるか。また，そのことにつき，弁護士会などから意見は出たか。

説明者：　調停室が確保できなかった事例はなく，この対策による事件処理に対する悪影響はない。

委　員：　委員の職場において，複数ある構内への入り口のドアについて，基本的に自動ドアのみ開放しているとのことだが，その目的はどのようなものか。

委　員：　構内への入り口が多数あると，人の出入りの管理がその分大変になるからであり，自動ドアの開放を基本としているのは，ドアノブへの接触がないからである。

委　員:　調査官調査の際には,入室前に体調の確認を行っているとのことだが,検温も行っているのか。また，裁判所への来庁者に対しては，自発的な体調不良の申出を求めているとのことだが，質問や検温は行っていないのか。

説明者：　調査官調査前の体調確認の質問については，詳細な内容の質問ではなく，体調は悪くないかというような大まかな内容であり，また，検温は行っていない。

説明者：　来庁者への検温実施の点については，裁判所においては，専門家と相談し，体調不良時に来庁を控えていただくよう案内し，来庁後体調不良の申出があれば，退庁していただくようにしていること，感染リスクの低減効果が高いマスクの着用を要請していること，感染症に罹患してい

る場合でも必ず発熱があるとは限らないことなどから，そのリスクの態様に鑑みて，全ての来庁者に対する検温を実施する必要はないとの結論に至っている。

委　員：　私の所属団体においても，各種の会議の中止や代議員による出席人数の削減など対策をとったが，独居老人宅への訪問については実施すべきか意見が割れていた。この先いつまでこの状況が続くかわからないが，まだ課題があると認識している。

委　員：　家庭裁判所の手続において，電話を使ったもの以外にウェブは利用できるのか。

説明者：　いわゆるウェブ会議を利用した手続の取扱いはないが，テレビ会議システムが導入されており，裁判所間においては同システムを利用することができる。

委　員:　ウェブ会議のアプリを使った面会交流なども考えられるのではないか。

説明者：　裁判所における試行的面会交流は難しいものがあるが，一般の面会交流の当事者において，リモートで行った工夫事例として聞いているし，当事者間の面会交流において弁護士から提案があることもある。

以　上

発　言　要　旨　２

委　員：　業務継続の説明の中で，緊急事態宣言下は急を要する事件以外の期日を取り消したとのことだったが，その選定基準はどのようなものか。また，それは今も行われているのか。

説明者：　家事事件については，４月及び５月のゴールデンウイーク頃までは，ほぼ全ての事件の期日を取り消した。少年事件については，身柄拘束の有無に応じた対応となった。

委　員：　参考までに刑事事件における緊急事態宣言下の期日状況について紹介すると，身柄拘束中の迅速な裁判の要請が強いものについては，裁判を行った。保釈中である場合などは，検察官や弁護人に意見を聴き了解を得られたものについて期日を変更した。

委　員：　緊急事態宣言下において期日を取り消した影響は，今もあるのか。

説明者：　現在は全て解消された。

委　員：　緊急事態宣言下において，裁判所の業務を縮小することについて，他機関から何か意見等はあったか。

説明者：　関係機関には，業務縮小の説明を事前に行ったうえで実施した。ただ，色々な機関から司法機能維持の重要性について，批判があることは理解しており，現在，感染防止対策と通常どおりの司法機能の維持の両立を図ることで取組を進めているところである。

委　員：　札幌や東京など感染が拡大している地域への職員の出張はあるのか。私が所属している団体では，札幌で開催予定であった会議を別な開催地へ変更する対応を取った事例もある。

説明者：　テレビ会議システムを活用できるものは，出張を行っていない。感染の拡大について先が見通せない状況なので，今後は研修の在り方なども検討していかなければならない。

説明者：　調査官調査において，子供の意向調査については，非言語的なものも

重要であるのでテレビ会議システムの利用が難しい場面もある。感染が拡大している地域において調査する必要がある場合は，当事者の意向や調査室を借りる現地の裁判所の感染対策状況などを考慮して検討している。

委　員：　感染症防止の取組としての事務の効率化の説明があったが，緊急事態宣言下だけでなく，事務の必要性などの検討を行っていただきたい。

説明者：　今後も事務の効率化を図るよう尽力する。

委　員：　緊急事態宣言下における事業継続のための準備をしておくということが大切である。

委　員：　教育関係においても，５年後のギガスクール構想の前倒しでリモート授業の準備を進めているところである。各機関が感染防止に努力されていることがとてもよく分かった。

委　員：　委員の所属する職場における感染防止対策と業務継続について，職員が感染しないための方策として，職員が疲れている場合は早めに休養を取らせると説明があったが，何か具体的な働きかけなどがあるのか。

委　員：　具体的な取り組みはなく，日々のコミュニケーションを通じて休めるときは休もうということを理解してもらっている。

以　上